

## 産前産後休業を取得した方の定時決定における保険者算定について(お知らせ)

～4月から6月までの間に産前産後休業を取得し、育児休業手当金を受給される一般組合員へ～

令和7年11月版  
地方職員共済組合長崎県支部

### 1. 概要

標準報酬の定時決定の基準となる4月から6月までの間ににおいて、産前産後休業を取得することにより報酬額が著しく低くなる場合、組合員本人からの申出により保険者算定を行うことができます。

### 2. 目的

出産予定日の時期の違いによって、その後の育児休業手当金の給付額の算定基礎となる標準報酬に不合理な差が生じることを是正するため

事象) 4月から6月までの間に産前産後休業を取得したため、報酬額が下がった

⇒報酬額が下がったため、その後の定時決定における「標準報酬月額」が下がった

⇒「標準報酬月額」が下がったため、その後の育児休業手当金の給付額が少なくなった

参考) 育児休業手当金給付額の算定には標準報酬日額(月額×1/22)が使用されます。

<https://nagasaki.chikyosai.or.jp/s-benefits/s-absence/#ikukyuteate>

### 3. 対象者 (以下の要件をすべて満たす方)

○4月から6月までの間に産前産後休業を取得した方

○4月から6月までの3月間の報酬の月平均額により算出した標準報酬の等級(ア)が、産前産後休業開始月以前の直近の継続した12月間の標準報酬月額(当該組合員が現に属する組合により定められたものに限る。)の平均額から算出した標準報酬の等級(イ)を2等級以上、下回る方

参考事例													アミ(2等級)イ、且つ本人申出により											
標準報酬	(A-1年度) 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3												(A年度) 4 5 6 7 8 9 10 11 12											
	A-2年度定時決定 22等級 30万												A-1年度定時決定 23等級 32万											
通常(ア)																								
年平均(イ)																								
産休開始月が4月																								

○産前産後休業に係る年間平均による保険者算定について申し出た方

#### 4. 留意事項

○次の場合には、対象となりません。

(a) 雇用保険法の適用対象となる組合員。(この場合、共済組合の育児休業手当金ではなく、同法規定の「育児休業給付金」が支給され、算定には育休開始前6ヶ月間の賃金を使用。)

(b)直近の継続した期間において標準報酬の月額が定められている月が12月に満たない場合。

例)採用から11月以内に産休を開始した場合等

○産前産後休業又は育児休業等期間中は掛金が申し出により免除されますが、当該期間終了後、定時決定や育児休業等終了時改定等が行われるまでの間は、この保険者算定による標準報酬に基づき計算された掛金が徴収されます。

○産前産後休業に係る定時決定保険者算定を行った組合員の翌年定時決定は、4月から6月までの3ヶ月間の報酬額をもとに算定しますが、当該期間に育児休業等を取得している場合には、地共済法運用方針法第43条関係七(一)に基づき、従前標準報酬月額をもとに算定することとなり、結果、産休に係る定時決定保険者算定と同じ額で定時決定されることがあります。

#### 5. 申出方法

保険者算定を行うことを希望する組合員の方は、所属所の共済担当へご相談ください。保険者算定を行うことができると判断された場合は、下記の申出書を記入し、所属所を通じて共済組合にご提出ください。

申請書:「産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書」

地方職員共済組合長崎県支部WEBサイト【様式集】からダウンロードしていただきか、所属の共済担当者から入手してください。

<https://nagasaki.chikyosai.or.jp/qa/documents/>

提出先:各所属所

地方職員共済組合長崎県支部  
保険者算定／育児休業手当金について  
(担当:給付課)  
TEL:095-895-2165

令和4年10月から

標準報酬				報酬月額					
等級		月額							
短期給付	長期給付								
	厚生年金 保険給付	退職等 年金給付		以上	～	未満			
1			(円) 58,000	(円) 63,000					
2			68,000	63,000	～	73,000			
3			78,000	73,000	～	83,000			
4	1	1	88,000	83,000	～	93,000			
5	2	2	98,000	93,000	～	101,000			
6	3	3	104,000	101,000	～	107,000			
7	4	4	110,000	107,000	～	114,000			
8	5	5	118,000	114,000	～	122,000			
9	6	6	126,000	122,000	～	130,000			
10	7	7	134,000	130,000	～	138,000			
11	8	8	142,000	138,000	～	146,000			
12	9	9	150,000	146,000	～	155,000			
13	10	10	160,000	155,000	～	165,000			
14	11	11	170,000	165,000	～	175,000			
15	12	12	180,000	175,000	～	185,000			
16	13	13	190,000	185,000	～	195,000			
17	14	14	200,000	195,000	～	210,000			
18	15	15	220,000	210,000	～	230,000			
19	16	16	240,000	230,000	～	250,000			
20	17	17	260,000	250,000	～	270,000			
21	18	18	280,000	270,000	～	290,000			
22	19	19	300,000	290,000	～	310,000			
23	20	20	320,000	310,000	～	330,000			
24	21	21	340,000	330,000	～	350,000			
25	22	22	360,000	350,000	～	370,000			
26	23	23	380,000	370,000	～	395,000			
27	24	24	410,000	395,000	～	425,000			
28	25	25	440,000	425,000	～	455,000			
29	26	26	470,000	455,000	～	485,000			
30	27	27	500,000	485,000	～	515,000			
31	28	28	530,000	515,000	～	545,000			
32	29	29	560,000	545,000	～	575,000			
33	30	30	590,000	575,000	～	605,000			
34	31	31	620,000	605,000	～	635,000			
35	32	32	650,000	635,000	～	665,000			
36			680,000	665,000	～	695,000			
37			710,000	695,000	～	730,000			
38			750,000	730,000	～	770,000			
39			790,000	770,000	～	810,000			
40			830,000	810,000	～	855,000			
41			880,000	855,000	～	905,000			
42			930,000	905,000	～	955,000			
43			980,000	955,000	～	1,005,000			
44			1,030,000	1,005,000	～	1,055,000			
45			1,090,000	1,055,000	～	1,115,000			
46			1,150,000	1,115,000	～	1,175,000			
47			1,210,000	1,175,000	～	1,235,000			
48			1,270,000	1,235,000	～	1,295,000			
49			1,330,000	1,295,000	～	1,355,000			
50			1,390,000	1,355,000	～				